

記者会見資料

平成27年12月4日（金）

保健福祉部健康増進課健康増進係

担当：菅野（内線411）電話21-1212

特定不妊治療費助成事業の実施について

- 市では、体外受精及び顕微授精の特定不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成します。
- 特定不妊治療には、高額な医療費がかかることから、経済的・精神的負担の軽減を図るとともに、少子化対策として実施するものです。
- 助成対象者
 - 夫婦または夫婦のいずれか一方が治療期間及び申請日に本市に住所を有する方
 - 平成27年4月1日以降、県が実施する特定不妊治療の助成事業で助成決定を受けた方（ただし、前年の夫婦合算の所得額が730万円未満）
 - 他の市町村で、同一治療期間の特定不妊治療の助成を受けていない方
- 助成内容
 - 県が実施する特定不妊治療の助成事業に準ずることとし、県の助成額を差し引いて、1回の治療につき治療方法に応じて15万円または7万5千円を上限に助成します。
- 平成27年12月15日（火）より、申請の受付を開始します。
 - 県の「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で助成決定を受けてから、市の申請手続きを行ってください。
 - ※県の申請窓口及び問い合わせ先
気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班（電話 0226-21-1356）
- 本事業は、気仙沼市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」に基づき実施するもので、財源は、国の平成27年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生交付金）の上乗せ交付に対し、実施計画を提出し認められたものです。

【申請書類】

- (1) 特定不妊治療費助成申請書（窓口にあります。印鑑必要）
- (2) 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」承認決定通知書の写し
- (3) 特定不妊治療費に係る領収書
- (4) 夫婦にかかる住民票
- (5) 振込先の通帳の写し

【申請窓口及び問い合わせ先】

下記申請窓口にお出でください。

- ・市保健福祉部健康増進課 気仙沼市民健康管理センター（すこやか） 電話 0226-21-1212
- ・市唐桑総合支所保健福祉課 唐桑保健福祉センター（燦さん館） 電話 0226-32-4811
- ・市本吉総合支所保健福祉課 本吉保健福祉センター（いこい） 電話 0226-25-7645